

入札指示事項

- 1 工 事 名 旧長田小学校跡地内建物解体工事
- 2 工 事 場 所 世羅町大字長田
- 3 工 事 明 細 書 別紙設計図書及び仕様書のとおり
- 4 工 期 自 契約日の翌日 から 至 令和 8年 2月27日
- 5 入札書提出期間 令和 7年11月10日 午前 9時00分 から
令和 7年11月11日 午後 4時30分 まで
- 6 開 札 日 時 令和 7年11月12日 午前 9時05分 から
- 7 開 札 場 所 電子入札システムによる
- 8 入 札 保 証 金 世羅町財務規則第84条の規定により免除
- 9 入 札 の 方 法 世羅町財務規則、世羅町建設工事執行規則、世羅町入札執行規程、
世羅町工事費内訳書取扱要領及び世羅町電子入札実施要領による。
- 10 最低制限価格 あり
- 11 落札人決定方法 世羅町建設工事一般競争入札（事後審査型）事務処理要綱、世羅町
入札執行規程及び世羅町電子入札実施要領による。
- 12 入札が無効となる
場合 世羅町財務規則第91条又は世羅町入札執行規程第9条に該当する場
合、最低制限価格未満の入札金額の場合は入札を無効とする。
- 13 契 約 方 法 世羅町財務規則及び世羅町建設工事執行規則による。
- 14 契 約 保 証 金 世羅町財務規則第74条及び世羅町建設工事執行規則第10条、第11条
による。
請負代金の100分の10を納付。ただし、利付国債の提供又は金融機
関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代える
ことができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は
履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除
する。
- 15 工事請負代金
の支払い 代金の支払い回数は、2 回を限度とする。
- 16 そ の 他 入札に当たっては、上記に定めるもののほか別に定める世羅町競争
入札心得による。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の
100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数
があるときはその端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とす
るので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で
あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当
する金額を入札書に記載すること。

質疑は、令和 7年11月 5日の午後5時までに書面により行うこと。
回答はメール、FAX又は世羅町ホームページ掲載（設計図書等の電
子閲覧案件に限る）等により行います。